

SOS ニュース

金銭貸借のトラブル【1】

個人であれ会社であれ、一定の水準を越して債務が累積すれば、早晚、債務を整理しなければ、事業は成り立たず倒産の羽目に陥ることは、誰しも分かっているはずです。しかし、実際問題として、その分岐点をしっかりと見据えて、債務の整理に着手し、個人なり会社なりの事業の再建を図ることは、言うほど容易なことではありません。

■ 借金の整理法にはいくつかの方法がある

借金が一定の金額以上になると、債務者は利息の支払いに追われて、借金の返済のために借金を繰り返すという自転車操業をすることになります。こうなれば、借金は雪だるま式に増える一方で、こうした借金地獄から脱出するには、借金を整理するしかありません。

* 借金整理の方法

① 任意整理による借金整理法

比較的借金が少ない場合、あるいは保証人などがいて自己破産をすることができない場合などに、裁判所などの公的機関を通さずに、私的に債務整理する方法です。この方法は債務者の支払能力等に応じて債務を減額し、一括弁済あるいは分割弁済で支払うという方法をとります。なお、任意整理にあたっては、債権者本人が業者等と交渉しても、なかなか応じてくれませんので、弁護士に頼むのがよいでしょう。

② 民事調停による借金整理法

この方法は借金があまり多くない場合の整理法で、簡易裁判所に調停の申し立てを行います。調停員は利息制限法をもとに合意の斡旋等をしてくれますが、合意が得られなければ裁判所の斡旋も拘束力がありません。

■ 自己破産による借金整理法

借主が支払い不能の状況に陥っている場合の最後の手段としての借金整理法です。破産申立てを裁判所にすることにより破産宣告を得、さらに免責の手続きをすることにより免責の決定が得られれば、租税などの一部の債務を除いて借金は免除されます。

破産手続きは、債権者からの申立てによって手続きが開始される場合（従来は、これが多かったが）と、債務者自身が申し立てる「自己破産」とがあります。これは、申立人が異なるというだけで手続きは同じです。破産は、競合する多数の債権者の間で、債務者の財産を平等に分配する制度で、債権者側には、きわめて不利な制度です。ごく少額な配当で、しかも忘れたころに実現します。

（自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律（得）事典より）